

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、社会科学的研究を倫理的に適切な形で推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等を収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。
- 二 「研究者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生、その他本学において研究活動を実施する者をいう。
- 三 「研究対象者」とは、前号の研究者が実施する研究に対して、個人又は集団等の情報・データ等を提供する者をいう。

(研究倫理の原則)

第3条 人を対象とする研究は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法又は手段で、遂行されなければならない。

- 2 研究者は、人を対象とする研究を計画する場合は、安心かつ安全な方法で、研究対象者の身体的及び精神的負担並びに苦痛を最小限にするよう留意しなければならない。
- 3 研究者は、研究を実施するに当たり、研究対象者が身体的及び精神的苦痛を受ける可能性がある場合は、当該苦痛を最小限にとどめるよう努めるとともに、研究目的がそれに見合うものであるかどうかを事前に検討しなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、その情報・データ等の収集方法等について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。

- 2 研究者は、研究対象者が何らかの身体的及び精神的負担並びに苦痛を伴うことが予見される場合は、その予見される状況を研究対象者に説明しなければならない。
- 3 研究者は、事前に研究方法等についての一部の説明を行うことができない正当な理由がある場合は、個人又は集団等から情報・データ等を収集又は採取した後速やかにその事情を説明し、研究対象者の了解を得るよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、事前に研究対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中いつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。
- 3 研究者は、研究対象者が第1項に規定する同意能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。
- 4 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データ等を速やかに廃棄しなければならない。
- 5 研究対象者からの同意は、原則として書面により行い、研究者は、その記録を作成した年度の翌年度4月1日から起算して最低10年間保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第6条 研究者は、研究実施に伴い研究対象者に関する個人情報を入手した場合は、国立大学法人一橋大学個人情報保護規則（平成17年規則第38号）により取り扱うこととし、その管理に細心の注意を払わなければならない。

2 研究対象者に関する個人情報、研究対象者の事前の同意を得ることなく、第三者に提供又は貸与してはならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者が第三者に委託し、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、この規則の趣旨を踏まえた契約を交わした上で、行わなければならない。

(研究倫理の理解)

第8条 研究者は、一橋大学における研究活動に係る行動規範（平成19年制定）、一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則（平成27年規則第132号）及び一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則（平成27年規則第164号）を遵守するとともに、一橋大学が指定した研究倫理教育を受講して、研究倫理についての理解を深めなければならない。

(倫理審査)

第9条 研究者は、人を対象とする研究の研究計画又は公表予定原稿が倫理的観点から妥当であるかどうかについて、一橋大学研究機構に倫理審査を求めることができる。

附 則

この規則は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。